

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第2号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、 <u>第16条第1項及び第2項</u> の規定の適用については、同条例第4条第2項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例 <u>第16条第1項及び第2項</u> 中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項 <u>及び第16条第1項</u> の規定の適用については、同条例第4条第2項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例 <u>第16条</u> 中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。